

## 鳥取県林業後継者育成事業費補助金交付要綱

制定 平成 11 年 9 月 1 日 林 第 299 号  
改正 平成 14 年 5 月 15 日 林 第 71 号  
改正 平成 17 年 12 月 26 日 第 200500102846 号  
改正 平成 18 年 5 月 15 日 第 200600013856 号  
改正 平成 22 年 3 月 31 日 第 200900198265 号  
改正 平成 25 年 3 月 25 日 第 201200188080 号  
改正 平成 26 年 3 月 20 日 第 201300198587 号  
改正 平成 29 年 3 月 30 日 第 201600196133 号  
改正 平成 30 年 3 月 29 日 第 201700314060 号  
改正 平成 31 年 3 月 28 日 第 201800316747 号  
鳥 取 県 農 林 水 産 部 長 通 知

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和 32 年鳥取県規則第 22 号。以下「規則」という。）第 4 条の規定に基づき、鳥取県林業後継者育成事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第 2 条 本補助金は、林業後継者等を対象に、林業に関する知識、技術の修得及び自主的なグループ活動の助長を図り、林業後継者等の資質の向上と林業経営に対する意欲を喚起し、その育成確保を図るとともに、青少年等の森林及び林業に関する理解を深めることを目的として交付する。

### (補助金の交付)

第 3 条 県は、前条の目的を達成するに資するため、別表 1 に掲げる事業（以下「補助事業」という。）について、次に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

(1) 鳥取県林業研究グループ連絡協議会

(2) 林業研究グループが行う補助事業（以下「間接補助事業」という。）に要する経費の額に 3 分の 2 を乗じて得た額以上の間接補助金を交付する市町村

2 本補助金の額は、前項第 1 号に掲げる者に対しては算定基準額（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に 2 分の 1 を乗じて得た額以下（ただし、250,000 円を上限とする）とし、前項第 2 号に掲げる者に対しては補助対象経費の額に 3 分の 1 を乗じて得た額以下（ただし、150,000 円を上限とする）とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成 23 年鳥取県条例第 68 号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

### (交付申請の時期等)

第 4 条 本補助金の交付申請は、別表 2 に定める交付決定権者が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第 5 条の申請書に添付すべき同条第 1 号及び第 2 号に掲げる書類は、それぞれ様式第 1 号及び様式第 2 号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第 2 項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

### (交付決定の時期等)

第 5 条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から、14 日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第 3 号によるものとする。

3 交付決定権者は、前条第 3 項の規定による申請を受けたときは、第 3 条第 2 項の規定にかかわらず、

仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（間接交付の条件）

第6条 本補助金の交付を受けたる市町村（以下「補助事業者」という。）は、間接交付に当たり、当該間接交付を受ける林業研究グループ（以下「間接補助事業者」という。）に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

第12条（第4項を除く。）、第13条から第14条まで、第16条第2項後段、第17条、第25条及び第26条	補助事業者等	間接補助事業者
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	知事	補助事業者
	様式第2号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第3号による	補助事業者が定める
	補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金

（承認を要しない変更）

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 間接交付を受けない補助事業の補助金の増額または補助対象経費の20%を超える増減
  - (2) 間接補助金の減額
- 2 第5条第1項の規定は変更等の承認について準用する。

（間接的な変更等の承認）

第8条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第3号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

- 2 前条第2項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。
- 3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の別に定める変更時を定めるに当たっては、次に掲げる変更等を定めてはならない。
  - (1) 間接補助事業の補助対象経費の増減に係る変更
  - (2) 間接補助事業の中止及び廃止

（指示等の報告）

第9条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

（実績報告の時期等）

第10条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日
  - (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
  - 3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明

らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに交付決定権者に報告し、交付決定権者の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（間接補助金の支払い）

第11条 補助事業者は、間接補助事業に係る本補助金の支払いを受けたときは、その支払いを受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなければならない。

（処分を制限する期間等）

第12条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められた耐用年数に相当する期間（大蔵省令に定めのない財産については農林水産大臣が別に定める期間）とする。

- 2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

- （1） 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
- （2） その他交付目的を達成するため、処分を制限する必要があると認められるもの

- 3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

（間接的な財産の処分）

第13条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第25条第2項の規定に準じた内容の条件に基づき、財産の処分等の承認をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

- 2 前条第3項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。
- 3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項ただし書の期間を定めるに当たっては、前条第1項に定める期間より短い期間を定めてはならない。
- 4 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項第4号の財産を定めるに当たっては、前条第2項に規定する財産を定めなければならない。ただし、当該財産以外の財産を定めることを妨げない。

（施設等処分の申請）

第14条 規則第25条第2項又は前条第1項の規定による知事の承認を受けようとするときは、様式第5号による承認申請書を提出しなければならない。

（収益納付）

第15条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産を処分し又は転用したことにより、自ら又は間接補助事業者に入収があった場合は、知事にその旨を報告しなければならない。

- 2 前項の場合において、知事はその収入の全部又は一部に相当する額を県に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

（提出書類の部数等）

第16条 規則及びこの要綱の規定による書類の提出先は交付決定権者とし、提出部数は1部とする。

（雑則）

第17条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成11年9月1日から施行し、平成11年度の補助事業から適用する。

- 2 鳥取県林業後継者育成事業費補助金交付要綱（昭和 53 年 9 月 20 日付発造第 321 号鳥取県農林水産部長通知。）は、廃止する。ただし、平成 10 年度以前の補助事業については、なおその効力を有する。
- 3 この要綱は、平成 14 年 5 月 15 日から施行し、平成 14 年度の補助事業から適用する。
- 4 この要綱は、平成 17 年 12 月 26 日から施行し、平成 17 年度の補助事業から適用する。
- 5 この要綱は、平成 22 年 3 月 31 日から施行し、平成 22 年度の補助事業から適用する。
- 6 この要綱は、平成 25 年 3 月 25 日から施行し、平成 25 年度の補助事業から適用する。
- 7 この要綱は、平成 26 年 3 月 20 日から施行し、平成 26 年度の補助事業から適用する。
- 8 この要綱は、平成 29 年 3 月 30 日から施行し、平成 29 年度の補助事業から適用する。
- 9 この要綱は、平成 30 年 3 月 29 日から施行し、平成 30 年度の補助事業から適用する。
- 10 この要綱は、平成 31 年 3 月 28 日から施行し、平成 31 年度の補助事業から適用する。

別表1（第3条関係）

事業名	内 容	対象経費
1 起業化事業	(1) 林業に関する特色ある事業を展開するための問題点検討 (2) 林業に係る技術開発及び調査・分析の実施 (3) 林業に係る技術開発及び起業を促進するため導入する機械等の整備	賃金（機械作業路作設を含む）、謝金、旅費（講師、委員、指導者、調査、学習）、消耗品費、燃料費、食料費（会議等の茶菓代に限る）、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び貸借料（機械、バス、施設、資機材等）、備品購入費（木材生産・木材加工、特用林産物生産、加工等に必要機材、簡易な作業小屋を含む）
2 地域学習・調査研究活動事業	(1) 森林・林業等に関わる地域学習会や講習会等の開催 (2) 地域の森林資源及び林業経営等の調査研究（調査研究した内容及び分析結果等については、記録書を作成し、保管すること）	
3 森林・林業教育推進事業	(1) 森林・林業教育実施のための検討会の開催 (2) 森林・林業体験学習の実施 (3) 森林・林業体験学習を実施するために導入する教材、用具等の整備	

別表2（第4条、第5条、第19条関係）

区 分	交付決定権者
直接交付の場合	知事
間接交付の場合	地方事務所（東部農林事務所八頭事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、西部総合事務所日野振興センターをいう。）の長

年度鳥取県林業後継者育成事業計画（報告）書

1 林業後継者育成事業

（単位：円）

事業実施場所						
実施主体名						
代表者名						
区 分	総事業費	間接補助金	経費負担区分			備 考
	(A)+(B)+(C)	(A)+(B)	県補助金(A)	市町村費(B)	その他(C)	
合計						

- 注) 1 区分欄には、起業化事業については、課題検討の題目、技術開発の種類、導入する施設・資機材を記入し、地域学習・調査研究活動事業については、実施する内容を記入し、森林・林業教育推進事業については、実施する内容、導入する教材・用具等を記入すること。  
 2 備考欄には、それぞれの算出基礎を記入すること。

2 他の補助金の活用の有無（有・無）

- 注) 1 他の補助金の活用の有無について、「有」「無」のいずれかに○を記載すること。  
 2 「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を以下に記載すること。

活用する補助金	
事業内容	
当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名・団体名及び連絡先）	

3 消費税の取り扱い（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者）

- 注) 消費税の取り扱いについて、「一般課税事業者」「簡易課税事業者」「免税事業者」のいずれかに○を記載すること。

4 事業完了（予定）年月日  
 年 月 日

様式第2号 (第4条及び第10条関係)

年度鳥取県林業後継者育成事業収支予算 (決算) 書

林業後継者育成事業

1 収入

(単位:円)

区 分		本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	差引増減額	備 考
事業費	県補助金				
	市町村費				
	その他				
合 計					

2 支出

(単位:円)

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	差引増減額	備 考
事業費				
合 計				

番 年 月 日  
年 月 日

様

職氏名

年度鳥取県林業後継者育成事業費補助金交付決定通知書

年 月 日 第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県林業後継者育成事業費補助金（以下本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

- 1 補助事業  
本補助金の補助事業は、「〇 〇 〇 〇 事業」（に対する間接交付）とし、その内容は、・・・・ とする。
- 2 交付決定額等  
本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された 場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。  

(1) 算定基準額 金	円
(2) 交付決定額 金	円
- 3 経費の配分  
本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、・・・・とする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。
- 4 本補助金の額の確定  
本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県林業後継者育成事業費補助金交付要綱（平成11年9月1日付林第299号農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。
- 5 補助規程の遵守  
本補助金は、その收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。



年 月 日

様

職氏名



〇〇年度鳥取県林業後継者育成事業費補助金に係る仕入控除税額確定報告書

年 月 日付 第 号により交付決定通知があった平成 年度鳥取県林業後継者育成事業費補助金について鳥取県林業後継者育成事業費補助金交付要綱第10条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 鳥取県補助金等交付規則第18条に基づく確定額  
金 円  
( 年 月 日付 第 号による額の確定通知額)
- 2 実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）  
金 円
- 3 消費税及び地方消費税額の申告により確定した仕入控除税額  
金 円
- 4 要補助金返還相当額（3－2）×補助金の確定額／当該確定額に係る補助対象経費の額  
金 円

様式第5号（第14条関係）

鳥取県林業後継者育成事業費補助対象にかかる施設等処分承認申請書

（番 号）

（鳥取県知事） 様

年度において、鳥取県林業後継者育成事業によって取得した施設等を、下記のとおり処分したいので、鳥取県林業後継者育成事業費補助金交付要綱第14条の規定により申請します。

年 月 日

申 請 者

記

1 処分対象の施設等

2 処分する理由

3 取得時の状況

事業の種類	施設等の所在	取得施設等の内容	経費負担内訳		備 考
			県補助金	市町村費	
			円	円	
			円	円	
			円	円	

4 処分の方法

5 添付書類（取得施設等の利用実績）

（注） 4の処分の方法には、処分の相手方、処分予定年月日、処分予定価格、条件、相手方の利用方法等を記載すること。